

社会福祉法人 来島会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のよう
行動計画を策定します。

1. 計画期間 2024年2月1日から2029年1月31日まで

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1.

管理職に占める女性割合を20%以上にします。

【対策】

2024年2月～

●意識改革と組織文化の醸成

- ・ダイバーシティ&インクルージョン研修等の実施
- ・労働生産性の向上によるワークライフバランス実現のため、組織全体での働き方の見直し。

2024年4月～

●職員のキャリア開発

- ・コミュニティソーシャルワーカーとしての成長機会の提供
- ・マネジメントスキル教育の体系化
- ・マネージャー以上及びマネージャー候補者へのマネジメントスキル教育の実施

目標2.

計画期間内において女性職員の育児休業取得率100%を維持しつつ、男性職員の育児休業取得率を10%以上引き上げます。

【対策】

2024年2月～

●育児休業制度の周知強化

- ・育児休業制度に関する情報を、採用時のオリエンテーションや職員との定期面談時、社内ポータルなどで周知。
- ・育児休業を取得した職員の体験談などを法人内で共有し、休業取得への抵抗感を減らす。

●職場でのサポート体制の強化

- ・上司や同僚による育児休業取得のサポートと男性の育児参加を促す文化の醸成。
- ・育児休業取得に対する理解を深めるための研修等の開催。